

# バイク保険

SGP（一般自動車保険）





# 損保ジャパン日本興亜がおすすめする 基本補償

## 相手への賠償



損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパン日本興亜が示談交渉を行います。

### 対人賠償責任保険

「保険金額無制限」を  
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

### 対物賠償責任保険

「保険金額無制限」を  
おすすめします

ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

## ご自身の補償

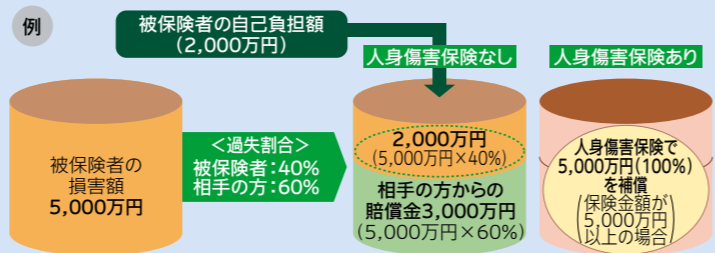
### 人身傷害保険

ご契約のバイクに搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

また、入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金※をお支払いします。

なお、「人身傷害車外事故特約」を付帯することにより、人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約のバイクに搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車を運転中など車外での自動車事故」に拡大することができます。

※ご契約時に10万円または20万円をお選びいただけます。  
また、その他の保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。



【ご注意】 1. 損害額の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。そのため、裁判や示談による認定額と異なる場合があります。  
2. 相手の方から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額などについては、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

【ご注意】 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、「人身傷害車外事故特約」を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

### 車両保険

補償範囲を選べます

偶然な事故などによるご契約のバイクの損害に対して保険金をお支払いします。

●補償範囲

事故例 ご契約タイプ	他の自動車との衝突	盗難	火災・台風など					単独事故			あて逃げ	地震・噴火・津波
			火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆			
一般条件	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
車対車・限定危険※1	○※2	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	

※1 「車対車事故・限定危険特約」を付帯した車両保険をいいます。  
※2 「相手自動車(ご契約のバイクと所有者が異なる自動車に限定)および「その運転者または所有者」が確認された場合に限り補償します。

### ロードアシスタンス

自動セット

#### バイクもロードアシスタンスの対象となります!

ご契約のバイクが、事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、原則キャッシュレスでレッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。

※1 「走行不能」とは、自力で走行できない、または法令上運転してはいけない状態をいいます。  
ただし、ご契約のバイクに直接生じた偶然な事由に起因する場合があります。

※2 代車等諸費用特約(30日型)を付帯した場合に対象となります。



【ご注意】 1. 「バイク」とは、二輪自動車(原動機の総排気量が125cc超)、原動機付自転車(原動機の総排気量が125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の自動車)をいいます。  
2. 「記名被保険者」とは、ご契約のバイクを主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。  
3. 「被保険者」とは、保険契約の補償の対象になる方をいいます。  
4. 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。  
5. このパンフレットでご案内する自動車保険は、ノンフリート契約※のSGP(一般自動車保険)普通保険約款・特約に基づく内容となっています。  
※「ノンフリート契約」とは、所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約をいいます。

# 多様なバイクライフをサポート 各種特約

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されます。  
+ オプション お客さまのご希望により付帯できます。

## 保険会社が示談交渉できない「被害事故」にも安心!

### 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

+ オプション

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

#### 【被害事故弁護士費用保険金】

日常生活における偶然な事故(バイク事故などを含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(バイク、家屋など)を壊されたことによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

●保険金額 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度  
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

#### 【刑事弁護士費用保険金】

バイクを運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡させた場合または他人にケガをさせて逮捕もしくは刑事訴訟をされた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

●保険金額 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度  
刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

【ご注意】 1. お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。  
2. 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ることが必要となります。  
3. 記名被保険者が個人かつノンフリート契約に限り付帯できます。

### 弁護士費用特約(自動車事故限定型)

+ オプション

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合は、バイク事故などに限定した特約です。

【ご注意】 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)と同時に付帯することはできません。

【ご注意】 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、弁護士費用特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、上記特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。

## 事故や故障時のトラブルにも万全の補償を!

### 代車等諸費用特約(30日型)

+ オプション

ご契約のバイクが、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

#### 【保険金額】

●代車費用保険金 1事故につき1日あたりの代車費用の額に、代車の利用日数を乗じた額を限度  
●宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度  
●移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度  
●引取費用保険金 1事故につき15万円限度

代車費用保険金のお支払い対象となる期間を「レンタルバイクのご利用開始日からその日を含めて15日」に短縮する「代車費用の補償日数短縮特約(15日型)」もご用意しております。

【ご注意】 盗難による損害(鍵の盗難を含みます。)は、この特約の対象外です。

## 対物賠償事故の円満解決のために!

### 対物全損時修理差額費用特約 + オプション

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者とその差額分を負担した場合に、実際に負担した「差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額」について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

## 他人からバイクを借りた場合も安心!

### 他車運転特約(二輪・原付)

自動セット

借用中のバイクを運転中の事故について、借用中のバイクをご契約のバイクとみなして、ご契約のバイクの契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。

【ご注意】 二輪自動車および原動機付自転車のご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)に限りません。

## ご家族がお持ちの原動機付自転車もまとめて補償!

### ファミリーバイク特約 + オプション

記名被保険者が個人の二輪自動車のご契約のみ対象

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中などに生じた事故を補償する特約です。

【ご注意】 1. 借用中の原動機付自転車を使用中などの事故も補償の対象となります。  
2. 運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。

●補償内容:ご契約にあたっては、次のいずれかのタイプをお選びいただけます。

	対人賠償事故	対物賠償事故	人身傷害事故	自損傷害事故
人身傷害型※1	○	○	○	○※2
自損傷害型	○	○	×	○

※1 人身傷害保険を適用したご契約のみ、このタイプでご契約いただけます。  
※2 人身傷害保険で補償されます。

【ご注意】 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のいずれかの方が、ファミリーバイク特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合は、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください。



# ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

## ご契約条件

### 運転者年齢条件

ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約のバイクを運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください(これらの方が個人事業主または記名被保険者が法人の場合は、業務に従事する使用人も含めて最も若い方の年齢に合わせてお選びください。)

- 【ご注意】**
- 上記で設定された年齢条件よりも若い方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
  - 記名被保険者が個人の場合は、「ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」以外の方が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます(ただし、これらのいずれかの方の業務に従事する使用人を除きます)。
  - ノンフリート契約に限り設定できません。

バイクの用途車種	年齢条件	
二輪自動車	全年齢補償	21歳以上補償 26歳以上補償
原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償

### 等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。

- 【ご注意】**
- 継続前のご契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、保険会社など間で確認させていただきます。なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含まれます。
  - 等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

### 事故有係数適用期間

事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間(ご契約期間の初日における残りの適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。なお、事故有係数適用期間は、保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。

### (1) 新たにご契約される場合の等級・事故有係数適用期間と割増率

6(S)等級となり、【表1】の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

11等級以上のご契約に既に加入されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合

P4の「複数所有新規割引(セカンドカー割引)」の適用条件を満たす場合は、7(S)等級となり、【表1】の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

### 【表1】新たにご契約される場合の割増率

等級	割増率
6(S)	4%割増
7(S)	34%割引

**【ご注意】** 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。

### (2) 継続してご契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)の等級・事故有係数適用期間と割増率

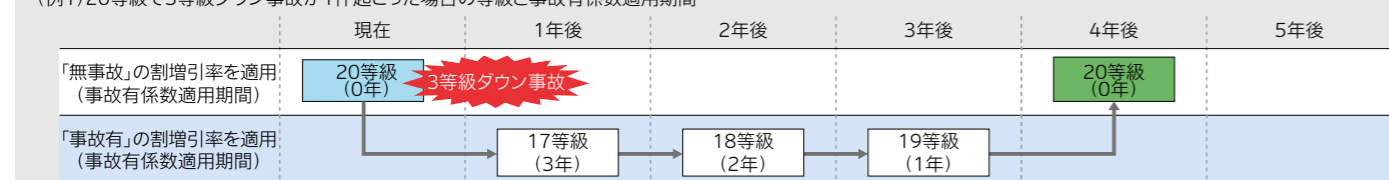
①ご契約期間が1年のご契約を継続してご契約される場合

- 等級については、継続前のご契約の等級に対して、1年間無事故の場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」を引きます。等級別の割増率は、P4の【表2】をご参照ください。
- 事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
  - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
  - ・継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

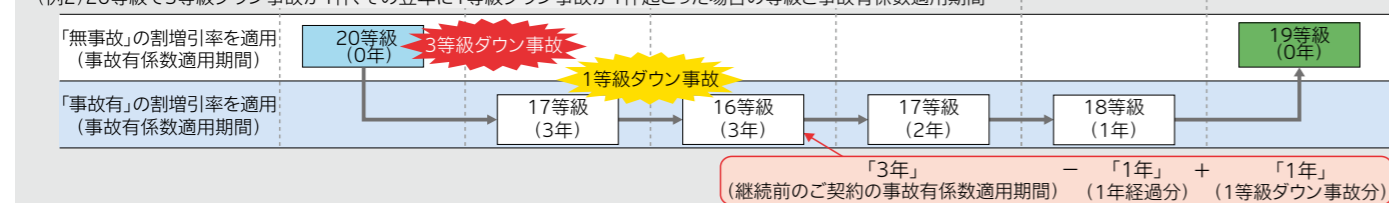
**【ご注意】** 継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、継続契約のご契約期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた「継続前のご契約より前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

### 等級と事故有係数適用期間の例

(例1) 20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



(例2) 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



②ご契約期間が1年を超える長期契約を継続してご契約される場合

- 等級および事故有係数適用期間については、次の計算式をご参照ください。等級別の割増率は、P4の【表2】をご参照ください。

### 等級の計算式

$$\text{継続前のご契約の等級} + \left\{ \text{継続前のご契約のご契約期間の年数} - \left( \text{3等級ダウン事故件数} + \text{1等級ダウン事故件数} \right) \right\} - \left( \text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right)$$

※継続前のご契約のご契約期間の初日が2012年9月30日以前のご契約における等級すえおき事故を含みます。

- 【ご注意】**
- 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約(中途更改を含みます。)された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
  - 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
  - 上記の式の値が0を下回る場合は、上記の式の値を0として計算します。
  - 継続契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とします。

### 事故有係数適用期間の計算式

$$\left( \frac{\text{継続前のご契約の事故有係数適用期間} - \text{継続前のご契約のご契約期間の年数}}{\div 2} \right) + \left( \text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right) - \left( \frac{\text{継続前のご契約のご契約期間の年数}}{\div 2} \right)$$

- 【ご注意】**
- 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約(中途更改を含みます。)された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
  - 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
  - 上記の式の値が0を下回る場合は、上記の式の値を0として計算します。
  - 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間にかかわらず、継続契約の事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とします。
  - 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間に1未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

③ご契約期間が1年未満の短期契約(お客さまからのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。)を継続してご契約される場合

継続契約は継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。等級別の割増率は、次の【表2】をご参照ください。

### 【表2】

事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増率、1年～6年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

等級	割増			割引																	
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増率(%)	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- 【ご注意】**
- 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。
  - 継続前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

### (3) 等級・事故有係数適用期間についてご注意いただきたいこと

- ①7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて  
次のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。
  - ・記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族」以外の方へ変更される場合
  - ・ご契約のバイクを、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有するバイクなど車両入替できない条件のバイクに変更される場合
  - ・継続前のご契約の満期日(または解約日)の翌日から起算して7日以内に継続されない場合
  - ・継続前のご契約が解除された場合
- ②等級・事故有係数適用期間の訂正について  
ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合などは、お手続きをされたご契約の等級や事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては、保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・継続前のご契約において事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金をお支払いする責任のない事故であることが確定した場合
  - ・継続前のご契約において連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
  - ・継続前のご契約が解約または解除となった場合

## 割引制度

### 複数所有新規割引(セカンドカー割引) [記名被保険者が個人の二輪自動車の契約のみ対象]

二輪自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級を適用します。

等級	割引率
7(S)等級	34%

### ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車(用途車種は問いません。)を1保険証券でご契約される場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

- ①ご契約者
- ②ご契約者の配偶者
- ③ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- ④リース業者がご契約者となる場合はそのリースカーの借主、その配偶者またはそれらの方の同居のご親族

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	4%
6台以上	6%

- 【ご注意】**
- 複数の保険証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
  - ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点のご契約台数に応じて割引が適用されます。
  - 適用する割引率は、ご契約期間の初日時点の台数によります。ご契約後に台数の増減があった場合でも、ご契約期間中の割引率は変更となりません。

### Web証券割引

ご契約者が個人であるノンフリート契約において、保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)の送付を不要とされ、ご契約内容等を損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトでご確認いただく場合※は「Web証券割引」として保険料を割り引きます。  
※公式ウェブサイト上のマイページからご確認ください。マイページのご利用には会員登録(無料)が必要です。詳しい内容については、裏表紙をご覧ください。

割引
年間240円

- 【ご注意】**
- ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度のみこの割引を適用します。
  - 9台以下の自動車を明細書を用いて締結した保険契約の場合は、それぞれの明細においてこの割引を適用します。
  - ご契約の内容によっては、割引額が異なる場合や割引が適用できない場合があります。



## 主な補償内容・お支払いする保険金および費用保険金のご説明

相手への賠償	賠償責任保険	ご希望により対象とすることができる補償です。
基本項目・特約	補償内容	
対人賠償責任保険	ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。 ※損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限りです。	
	<b>対人臨時費用保険金</b> 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。	
対物賠償責任保険	ご契約のバイクを運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用*などもお支払いします。 ※損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用に限りです。 (注1) 次の事故については、保険金額が30億円を超える場合(「無制限」の場合を含みます。)であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき30億円を限度とします。 ・「ご契約のバイク」に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故 ・航空機に対する事故 (注2) 自己負担額を設定された場合は、法律上の損害賠償責任の額からその額を差し引いて保険金をお支払いします。	
	対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費*が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 ※「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に相手自動車が修理された場合に限りです。 (注2) 相手自動車の車両保険などから支払われる保険金によって、時価額を超える修理費が補償される場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。ただし、相手自動車の車両保険などから支払われる保険金で補償されない修理費差額がある場合は、この差額部分に対してこの特約を適用します。	
対物全損時修理差額費用特約	対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費*が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 ※「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1) 事故発生日の翌日から起算して1年以内に相手自動車が修理された場合に限りです。 (注2) 相手自動車の車両保険などから支払われる保険金によって、時価額を超える修理費が補償される場合は、この特約のお支払いの対象とはなりません。ただし、相手自動車の車両保険などから支払われる保険金で補償されない修理費差額がある場合は、この差額部分に対してこの特約を適用します。	
	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;"> <b>保険金をお支払いできない主な場合</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害</li> <li>●台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害</li> <li>●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害</li> </ul> </div>	

など

ご自身のバイクの補償	車両保険	ご希望により対象とすることができる補償です。
基本項目・特約	補償内容	
車両保険	偶然な事故などによるご契約のバイクの損害に対して車両保険金をお支払いします。 <b>車両保険金</b> ●全損の場合(修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいたバイクの車両保険金額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。 (注) ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約のバイクが走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、付帯された特約の保険金が支払われる場合を除きます。	
	<b>全損時諸費用保険金</b> 全損の場合は、保険金とは別に車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。	



**保険金をお支払いできない主な場合**

- ご契約のバイクの盗難(鍵の盗難を含みます。)による損害
- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約のバイクに定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。)
- タイヤ単独の損害(火災を除きます。)
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害

### 主な特約

基本項目・特約	補償内容
ロードアシスタンス特約 すべてのご契約に付帯されます。	ご契約のバイクが事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーけん引費用および応急処置費用を合計で、15万円を限度に保険金をお支払いする特約です。 (注) この特約により「ロードアシスタンス」の「レッカーけん引」、「応急処置」および「燃料切れ時の給油サービス」のサービスメニューをご利用いただけます。ただし、次のサービスをご利用いただくためにはロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要です。 詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。 ●損保ジャパン日本興亜指定の修理工場などへの限度額無制限のレッカーけん引サービス(この特約の限度額15万円は適用しません。) ●燃料切れ時の給油サービス ●鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス

### その他の主な特約

特約	補償内容
代車等諸費用特約(30日型)	ご契約のバイクが、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合*1に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。 【保険金額】 ●代車費用保険金*2 1事故につき1日あたりの代車費用の額*3に、レンタルバイクの利用日数を乗じた額を限度とします。 ●宿泊費用保険金 1事故1被保険者につき1万円限度 ●移動費用保険金 1事故1被保険者につき2万円限度*4 ●引取費用保険金 1事故につき15万円限度*5 *1 法令上の走行不能時に自力でご契約のバイクを移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。 *2 修理などでご契約のバイクを使用できない期間など所定のお支払いの対象となる期間のレンタルバイク費用がお支払いの対象となります。ただし、損保ジャパン日本興亜の指定するレンタルバイク事業者のレンタルバイクを利用した場合に限りです。 *3 保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額を限度とします。 *4 タクシー・レンタルバイクを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。 *5 修理工場などへご契約のバイクを引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。 (注) この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。
代車費用の補償日数短縮特約(15日型)	代車等諸費用特約(30日型)の代車費用保険金のお支払い対象となる期間を「レンタルバイクのご利用開始日からその日を含めて15日」に短縮する特約です。 (注1) 事故発生日などの翌日から起算して1年以内の期間に限りです。 (注2) 宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約(30日型)に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。 ■被害事故弁護士費用保険金 日常生活における偶然な事故(バイク事故などを含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(バイク、家屋など)を壊されたことによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。 ●保険金額 被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 ■刑事弁護士費用保険金 バイクを運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡させた場合または他人にケガをさせて被保険者が逮捕もしくは刑事訴訟をされた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。 ●保険金額 刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度 (注1) お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパン日本興亜が行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。 (注2) 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ることが必要となります。 (注3) 記名被保険者が個人かつノンフリート契約に限り付帯できます。
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)(自動車事故限定型)	被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合は、バイク事故などにおける偶然な事故によるものに限定した特約です。 (注) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)と同時に付帯することはできません。
個人賠償責任特約	日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故など*)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。なお、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。日本国内で発生した事故に限り示談交渉サービスが付きまます。 ※バイク事故等を除きます。
ファミリーバイク特約	記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中等などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。 (注1) ファミリーバイク特約(人身傷害型)では、対人・対物賠償事故、人身傷害事故が補償されます。ファミリーバイク特約(自損傷害型)では、対人・対物賠償事故、自損傷害事故のみ補償されます。 (注2) 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した二輪自動車のノンフリート契約に限り付帯できます。ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約のみ付帯可能です。 (注3) 原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。

### ご注意

1. 「1名につき」とは、お支払い対象者それぞれに対する保険金額であることを意味します。
2. 「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

ご自身・人の補償	人身傷害保険	ご希望により対象とすることができる補償です。
基本項目・特約	補償内容	
人身傷害保険	ご契約のバイクに搭乗中の方などが自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	
	<b>入院定額給付金</b> 入院日数が5日以上となった場合は、入院定額給付金をお支払いします。 (注1) ご契約時に10万円または20万円をお選びいただけます。 (注2) 他の保険契約等によって既に支払われた保険金がある場合は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。	
人身傷害車外事故特約	人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約のバイクに搭乗中の事故」だけでなく「他の自動車に搭乗中の事故」や「歩行中や自転車運転中など車外での自動車事故」に拡大する特約です。 (注) 記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約のみ付帯することができます。	
人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約	人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて保険金額の4%から100%を定額給付金としてお支払いする特約です。 (注) この特約で既にお支払いした後遺障害定額給付金がある場合は、その額を差し引いて死亡定額給付金をお支払いします。	
人身傷害入院定額給付金対象外特約	人身傷害保険の入院定額給付金をお支払いしない特約です。	
人身傷害入院時諸費用特約	人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、入院中および退院後30日以内の期間を対象として、入院時諸費用(家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用および5日以上入院された場合の退院時諸費用)をお支払いする特約です。	

ご自身・人の補償	搭乗者傷害特約	ご希望により付帯することができる補償です。						
基本項目・特約	補償内容							
搭乗者傷害特約	ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 (注) 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。							
	【特約ごとの医療保険金のお支払い】 ご契約のバイクに搭乗中の方が、自動車事故により亡くなられた場合やケガをされた場合に、1回の事故につき被保険者1名ごとに、死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。							
医療保険金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特約</th> <th>搭乗者傷害特約(一時金払)</th> <th>搭乗者傷害特約(日額払)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険金</td> <td>医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 ●治療日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 ●治療日数が5日以上の場合 :ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円</td> <td>医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。</td> </tr> </tbody> </table>	特約	搭乗者傷害特約(一時金払)	搭乗者傷害特約(日額払)	医療保険金	医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 ●治療日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 ●治療日数が5日以上の場合 :ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円	医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。	
	特約	搭乗者傷害特約(一時金払)	搭乗者傷害特約(日額払)					
医療保険金	医療保険金は、医師の治療を要した場合に次の金額をお支払いします。 ●治療日数が1日から4日の場合:ケガの内容にかかわらず1万円 ●治療日数が5日以上の場合 :ケガの内容に応じて10万円、30万円、50万円または100万円	医療保険金は、事故発生日からその日を含めて180日以内の期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、1日につきご契約の入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。						
ご注意	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。</li> <li>2. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険を適用することはできません。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この特約を付帯する場合は、人身傷害保険の入院定額給付金はお支払いしません。「人身傷害入院定額給付金対象外特約」が付帯されます。。</li> <li>2. この特約を付帯する場合は、人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約を付帯することはできません。</li> </ol>						



**保険金をお支払いできない主な場合**

- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害
- 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中に生じた傷害

など

# ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

## 万一、事故・トラブルにあわれたら

### 事故にあわれた際のご連絡先

#### 事故サポートセンター



◆24時間365日

**0120-256-110**

●おかけ間違いにご注意ください。

### 自動車故障やのトラブル対応時のご連絡先

#### ロードアシスタンス専用デスク



◆24時間365日

**0120-365-110**

●おかけ間違いにご注意ください。

## 商品に関するお問い合わせ

### カスタマーセンター

【受付時間】◆平日:午前9時～午後8時  
◆土日祝日:午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

**0120-888-089** ●おかけ間違いにご注意ください。

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

### 「よくあるご質問」

補償内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単に確認いただけます。

◆パソコン・スマートフォンから



**https://www.sjnk.co.jp/**

●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

## お客さま向けインターネットサービス

### マイページ



24時間いつでも「ご契約内容の確認」「各種変更手続き※」「事故対応状況の確認」などが可能です。

※ご住所、ご契約の自動車の変更手続きなどが対象となります。

(注) 1.マイページのご利用には事前登録(無料)が必要です。

2.マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の端末によって、一部ご利用いただけない場合があります。

3.携帯電話をご利用の場合は、スマートフォンのみご利用いただけます。

<https://www.sjnk.co.jp/mypage/>

☆取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、Web証券を選択しなかった場合で、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約のバイクを主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号: 第10 147 008号 使用契約者: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この自動車保険は、

- お客さまの環境配慮行動の促進(エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)に貢献しています。

### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)



**0570-022808**

<通話料有>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

●おかけ間違いにご注意ください。

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」、「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

### 共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>